

# 北信越中学校総合競技大会規定

第1条 この規定は、北信越中学校体育連盟規約により、競技大会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 この大会の名称を、北信越中学校総合競技大会と称する。

第3条 この大会の開催競技は次のとおりとする。

- (1) 陸上競技 (2) 水泳競技 (3) バスケットボール (4) サッカー
- (5) ハンドボール (6) 軟式野球 (7) 体操競技 (8) 新体操
- (9) バレーボール (10) ソフトテニス (11) 卓球 (12) バドミントン
- (13) ソフトボール (14) 柔道 (15) 剣道 (16) 相撲

第4条 この大会は、北信越中学校体育連盟と北信越5県中学校体育連盟が主催し、北信越5県教育委員会、開催市町村教育委員会及び開催県競技団体が共催する。

第5条 この大会は、開催県中学校体育連盟が主管する。

第6条 この大会は運営にあたり、開催県体育協会、開催市町村体育協会及びその他の関係機関の後援を受けることができる。

第7条 この大会に関する実施計画は、北信越中学校体育連盟の理事会において、協議決定執行する。

第8条 理事会で審議執行する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催地の決定
- (2) 開催期日（前日開会式を含む）の決定
- (3) 競技大会実施要項の決定
- (4) 競技大会役員承認
- (5) この規定の変更
- (6) その他大会に必要な事項

第9条 大会役員は次のとおりとする。

大会会長 大会副会長 顧問 参与 大会委員

第10条 競技役員は次のとおりとする。

競技会長 競技副会長 競技委員長 競技副委員長 競技委員

第11条 この大会の実施要項は次の内容とし、別に定める。

- (1) 主催団体 (2) 共催団体 (3) 主管団体 (4) 後援団体 (5) 大会期日
- (6) 会場 (7) 競技種目 (8) 参加規定 (9) 参加資格 (10) 表彰
- (11) 申込み (12) 抽選 (13) 宿泊・昼食

第12条 この大会の経費は、次の収入をもってこれに充てる。

- (1) 北信越中学校体育連盟事業費
- (2) 県・市町村補助金
- (3) 参加料
- (4) その他

第13条 大会事務局は、開催県中学校体育連盟事務局におく。

第14条 この規定の改正は、理事会で行う。

第15条 この規定は、昭和58年4月1日から施行する。

- 平成6年5月20日一部改正
- 平成9年5月8日一部改正
- 平成12年5月9日一部改正
- 平成13年11月20日一部改正
- 平成15年11月18日一部改正
- 平成17年5月9日一部改正
- 平成22年11月12日一部改正
- 平成30年11月12日一部改正